

令和8年度 第1回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

## 資料目次

1	国民健康保険税における課税限度額の改正について	1 頁
2	令和 8 年度国民健康保険税の税率・税額改正について	
	(1) 税率・税額の改正案	4 頁
	(2) 年度別標準保険料率及び税率・税額一覧表	5 頁
	(3) 年税額簡易早見表	6 頁
3	国民健康保険税における軽減判定基準の改正について	9 頁
4	令和 7 年度国民健康保険の事業状況について	
	(1) 令和 7 年度国民健康保険特別会計収支計算書	12 頁
	(2) 医療費等の動向	14 頁
	(3) 令和 7 年度国民健康保険税の収納状況	15 頁

### －参考資料－

<別紙 1 > 令和 8 年度国民健康保険税年税額の近隣市比較

<別紙 2 > 令和 8 年度協会けんぽ保険料年税額早見表

# 1 国民健康保険税における課税限度額の改正について

## (1) 課税限度額とは

国民健康保険税は医療給付費分（医療費などにあてられる財源）、後期高齢者支援金等分（75歳以上の方の医療費などにあてられる財源）、介護納付金分（介護サービス費などにあてられる財源）の3つ\*の区分によって算定した税額の合算額となります。

この区分ごとに課税限度額が定められており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この課税限度額を税額とすることになっています。

※令和8年度からは、新たに導入される子ども・子育て支援納付金分（子ども・子育て支援の拡充にあてられる財源）を加えた4つの区分となる予定ですが、課税限度額が現行から引き上げられることによる影響を見るために、従来の3つの区分について記載しています。

## (2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の88の2）において法定限度額が規定されており、その範囲内で、各市町村が条例により課税限度額を定めることになっています。

## (3) 課税限度額の改正案について

### ア 改正理由

被保険者間の保険税負担の公平の確保と中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令において法定限度額が改正されたことに基づき、課税限度額を改正するもの。

### イ 改正内容

医療給付費分の賦課限度額を67万円（現行66万円）に引き上げる。

区 分	現行	改正後	比較
医療給付費分	66万円	<b>67万円</b>	+1万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円	—
介護納付金分	17万円	17万円	—
（合 計）	109万円	110万円	+1万円

## (4) 改正による影響について

### ア 限度超過世帯数及び限度超過額の比較

区 分	現行	改正後	(上段) 影響世帯数 (下段) 税増加額
	(上段) 限度超過世帯数 (下段) 限度超過額		
医療給付費分	339世帯 223,899,390円	327世帯 220,850,825円	339世帯 3,048,565円
後期高齢者支援金等分	294世帯 75,051,476円	294世帯 75,051,476円	— —
介護納付金分	248世帯 46,823,344円	248世帯 46,823,344円	— —
全体	345,774,210円	342,725,645円	3,048,565円

※「現行」はR7年度（本算定時）のデータに被保険者数や世帯数の減少を考慮して再計算した推計値

※「改正後」は「現行」の推計値に賦課限度額を置き換えて算出したもの

イ 限度超過世帯の比較（年税額）

【現行】

被保険者数 (収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(8,000,000円) 6,100,000円	768,100円	817,600円	836,800円	856,100円	875,300円
(9,000,000円) 7,050,000円	883,000円	922,700円	941,900円	961,200円	980,400円
(10,000,000円) 8,050,000円	982,200円	1,020,700円	1,039,900円	1,059,200円	1,072,400円
(11,000,000円) 9,050,000円	1,072,200円	1,082,700円	1,087,900円	1,090,000円	1,090,000円
(12,000,000円) 10,050,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円
(13,000,000円) 11,050,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円

【改正後】

被保険者数 (収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(8,000,000円) 6,100,000円	768,100円	817,600円	836,800円	856,100円	875,300円
(9,000,000円) 7,050,000円	883,000円	922,700円	941,900円	961,200円	980,400円
(10,000,000円) 8,050,000円	982,200円	1,020,700円	1,039,900円	1,059,200円	<b>1,078,400円</b>
(11,000,000円) 9,050,000円	<b>1,080,200円</b>	<b>1,092,700円</b>	<b>1,097,900円</b>	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>
(12,000,000円) 10,050,000円	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>
(13,000,000円) 11,050,000円	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>	<b>1,100,000円</b>

※条件：①所得は、世帯主の給与のみ

②世帯主と妻が40歳以上65歳未満（介護納付金分あり）

③子どもは全て未就学児（均等割軽減対象）

## これまでの税率税額の改正経過

### < 国保税（医療給付費分）改定状況 >

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
29年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	54万円	54万円
30年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	58万円	58万円
31年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	61万円	61万円
2年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	63万円	63万円
3年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	63万円	63万円
4年度	6.50%	—	24,800円	18,200円	65万円	65万円
5年度	6.50%	—	24,800円	18,200円	65万円	65万円
6年度	6.50%	—	24,800円	18,200円	65万円	65万円
7年度	6.9%	—	25,800円	19,000円	66万円	66万円
8年度	7.2%	—	28,000円	19,400円	<b>※ 67万円</b>	67万円

※改正案

### < 国保税（後期高齢者支援金等分）改定状況 >

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
29年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	19万円	19万円
30年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
31年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
2年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
3年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
4年度	2.40%	—	8,600円	6,800円	20万円	20万円
5年度	2.40%	—	8,600円	6,800円	22万円	22万円
6年度	2.40%	—	8,600円	6,800円	24万円	24万円
7年度	2.50%	—	9,100円	7,200円	26万円	26万円
8年度	2.60%	—	10,500円	7,600円	26万円	26万円

### < 国保税（介護納付金分）改定状況 >

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
29年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	16万円	16万円
30年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	16万円	16万円
31年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	16万円	16万円
2年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	17万円	17万円
3年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	17万円	17万円
4年度	2.20%	—	9,800円	5,200円	17万円	17万円
5年度	2.20%	—	9,800円	5,200円	17万円	17万円
6年度	2.20%	—	9,800円	5,200円	17万円	17万円
7年度	2.30%	—	10,000円	5,400円	17万円	17万円
8年度	2.30%	—	11,000円	5,600円	17万円	17万円

## 2 令和8年度国民健康保険税の税率・税額改正について

### (1) 税率・税額の改正案

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分(案)		
	現行	7.20%	現行	2.60%	現行	2.30%	現行	改正後(新規)	増減
所得割	税率	28,000円	10,500円	11,000円	0.29%	0.29%	-	1,240円	1,240円
	税額	8,400円	3,150円	3,300円	-	-	-	372円	372円
均等割	軽減割合 (軽減後税額)	7割	14,000円	5,250円	5,500円	-	620円	620円	620円
		5割	22,400円	8,400円	8,800円	-	992円	992円	992円
		2割				-			
18歳以上 均等割	軽減割合 (軽減後税額)	7割					60円	60円	60円
		5割					18円	18円	18円
		2割					30円	30円	30円
平等割	軽減割合 (軽減後税額)	7割	19,400円	7,600円	5,600円	-	800円	800円	800円
		5割	5,820円	2,280円	1,680円	-	240円	240円	240円
		2割	9,700円	3,800円	2,800円	-	400円	400円	400円
(特定世帯) ※1	軽減割合 (軽減後税額)	7割	15,520円	6,080円	4,480円	-	640円	640円	640円
		5割	9,700円	3,800円	400円	-	400円	400円	400円
		2割				-			
(特定継続世帯) ※2	軽減割合 (軽減後税額)	7割	14,550円	5,700円		-	600円	600円	600円
		5割	4,365円	1,710円		-	180円	180円	180円
		2割	7,275円	2,850円		-	300円	300円	300円
		11,640円	4,560円		-	480円	480円	480円	

※1 特定世帯 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、資格を喪失した日の属する月(特定月)から5年を経過するまでの世帯

※2 特定継続世帯 国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過するまでの世帯

(2) 年度別 標準保険料率 及び 税率・税額 一覧表

稲沢市における標準保険料率

区分	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				子ども・子育て支援納付金分				合計													
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)		
令和4年度	6.55	28,019	18,427	650,000	2.38	9,891	6,505	200,000	2.46	12,613	6,295	170,000					11.39	50,523	31,227											1,020,000
令和5年度	7.07	30,623	19,808	650,000	2.72	11,414	7,383	220,000	2.25	11,681	5,776	170,000					12.04	53,718	32,967										1,040,000	
令和6年度	7.30	30,463	20,640	650,000	2.82	11,505	7,795	240,000	2.31	11,494	5,845	170,000					12.43	53,462	34,280										1,060,000	
令和7年度	7.40	31,758	20,616	660,000	2.75	11,647	7,561	260,000	2.29	11,603	5,743	170,000					12.44	55,008	33,920										1,090,000	
<b>令和8年度</b>	7.69	32,850	21,087	670,000	2.80	11,879	7,626	260,000	2.40	12,057	5,970	170,000					<b>0.29</b>	<b>1,239</b>	<b>790</b>								<b>65</b>	<b>30,000</b>	1,130,000	

稲沢市における税率・税額

区分	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				子ども・子育て支援納付金分 (案)				合計												
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	
令和4年度	6.50	24,800	18,200	650,000	2.40	8,600	6,800	200,000	2.20	9,800	5,200	170,000					11.10	43,200	30,200										1,020,000
令和5年度	6.50	24,800	18,200	650,000	2.40	8,600	6,800	220,000	2.20	9,800	5,200	170,000					11.10	43,200	30,200										1,040,000
令和6年度	6.50	24,800	18,200	650,000	2.40	8,600	6,800	240,000	2.20	9,800	5,200	170,000					11.10	43,200	30,200										1,060,000
令和7年度	6.90	25,800	19,000	660,000	2.50	9,100	7,200	260,000	2.30	10,000	5,400	170,000					11.70	44,900	31,600										1,090,000
<b>令和8年度 改正案*</b>	7.20	28,000	19,400	670,000	2.60	10,500	7,600	260,000	2.30	11,000	5,600	170,000					<b>0.29</b>	<b>1,240</b>	<b>800</b>							<b>60</b>	<b>30,000</b>	1,130,000	

※ 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は改正済み

(3) 年税額 簡易早見表

<給与収入>

①現行税率

- 条件: 1 所得があるのは、世帯主の方のみ(給与収入のみ)
- 2 世帯主と妻は40歳以上65歳未満の方  
(介護納付金分が賦課される。)
- 3 子どもは19歳年度末までの方  
(均等割の軽減又は減免が適用される。)
- 4 調整控除は考慮しない。

②税率改正後

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 250,000円	24,500円	39,300円	45,100円	50,900円	56,700円
(1,200,000円) 550,000円	55,400円	80,200円	89,800円	99,400円	109,000円
(2,000,000円) 1,320,000円	189,600円	212,900円	182,900円	192,500円	202,200円
(3,000,000円) 2,020,000円	274,300円	323,800円	313,000円	328,400円	343,800円
(4,000,000円) 2,760,000円	363,800円	413,300円	432,600円	451,800円	433,200円
(5,000,000円) 3,560,000円	460,600円	510,100円	529,400円	548,600円	567,900円
(9,000,000円) 7,050,000円	883,000円	922,700円	941,900円	961,200円	980,400円
(11,000,000円) 9,050,000円	1,072,200円	1,082,700円	1,087,900円	1,090,000円	1,090,000円

被保険者数				
1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
25,100円	40,300円	46,100円	51,900円	57,700円
56,700円	82,200円	91,800円	101,400円	111,000円
194,200円	218,200円	187,100円	196,700円	206,400円
281,000円	331,800円	320,300円	335,700円	351,100円
372,600円	423,400円	442,700円	461,900円	442,600円
471,700円	522,500円	541,800円	561,000円	580,300円
904,200円	945,200円	964,400円	983,700円	1,002,900円
1,107,200円	1,121,000円	1,126,200円	1,128,300円	1,128,300円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	7.20%	28,000円	19,400円	660,000円
後期高齢者支援金等分	2.60%	10,500円	7,600円	260,000円
介護納付金分	2.30%	11,000円	5,600円	170,000円
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-
計	12.10%	49,500円	32,600円	1,090,000円

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	限度額
	7.20%	28,000円	19,400円	-	670,000円
	2.60%	10,500円	7,600円	-	260,000円
	2.30%	11,000円	5,600円	-	170,000円
	0.29%	1,240円	800円	60円	30,000円
計	12.39%	50,740円	33,400円	60円	1,130,000円

①と②の差額

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 350,000円	600円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
(1,200,000円) 650,000円	1,300円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
(2,000,000円) 1,320,000円	4,600円	5,300円	4,200円	4,200円	4,200円
(3,000,000円) 2,020,000円	6,700円	8,000円	7,300円	7,300円	7,300円
(4,000,000円) 2,760,000円	8,800円	10,100円	10,100円	10,100円	9,400円
(5,000,000円) 3,560,000円	11,100円	12,400円	12,400円	12,400円	12,400円
(9,000,000円) 7,050,000円	21,200円	22,500円	22,500円	22,500円	22,500円
(11,000,000円) 9,050,000円	35,000円	38,300円	38,300円	38,300円	38,300円

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	限度額
医療給付費分	0.00%	0円	0円	-	10,000円
後期高齢者支援金等分	0.00%	0円	0円	-	0円
介護納付金分	0.00%	0円	0円	-	0円
子ども・子育て支援納付金分	0.29%	1,240円	800円	60円	30,000円
計	0.29%	1,240円	800円	60円	40,000円

(3) 年税額 簡易早見表

<年金収入・65歳未満>

① 現行税率

- 条件: 1 所得があるのは、世帯主の方のみ(年金収入のみ)  
 2 世帯主と妻は40歳以上65歳未満の方  
 (介護納付金分が賦課される。)  
 3 子どもは19歳以上40歳未満  
 (介護納付金分が賦課されず、均等割の減免が適用されない。)  
 4 調整控除は考慮しない。

② 税率改正後

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 300,000円	24,500円	39,300円	50,900円	62,400円	74,000円
(1,200,000円) 600,000円	61,500円	86,300円	105,500円	124,800円	144,000円
(2,000,000円) 1,225,000円	178,100円	201,300円	181,100円	200,300円	219,600円
(3,000,000円) 1,975,000円	268,900円	318,400円	322,900円	353,700円	384,500円
(4,000,000円) 2,725,000円	359,600円	409,100円	447,600円	486,100円	475,200円
(5,000,000円) 3,565,000円	461,400円	510,900円	549,400円	587,900円	626,400円
(9,000,000円) 7,095,000円	888,300円	927,000円	965,500円	1,004,000円	1,042,500円
(11,000,000円) 9,045,000円	1,072,000円	1,082,500円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円

被保険者数				
1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
25,100円	40,300円	52,300円	64,200円	76,100円
63,000円	88,400円	108,300円	128,200円	148,100円
182,500円	206,300円	185,700円	205,600円	225,500円
275,400円	326,200円	331,100円	362,900円	394,800円
368,300円	419,100円	458,900円	498,700円	487,600円
472,500円	523,300円	563,100円	602,900円	642,700円
909,700円	949,700円	989,500円	1,029,300円	1,069,100円
1,106,600円	1,120,800円	1,129,600円	1,130,000円	1,130,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	7.20%	28,000円	19,400円	660,000円
後期高齢者支援金等分	2.60%	10,500円	7,600円	260,000円
介護納付金分	2.30%	11,000円	5,600円	170,000円
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-
計	12.10%	49,500円	32,600円	1,090,000円

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	限度額
	7.20%	28,000円	19,400円	-	670,000円
	2.60%	10,500円	7,600円	-	260,000円
	2.30%	11,000円	5,600円	-	170,000円
	0.29%	1,240円	800円	60円	30,000円
計	12.39%	50,740円	33,400円	60円	1,130,000円

①と②の差額

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 300,000円	600円	1,000円	1,400円	1,800円	2,100円
(1,200,000円) 600,000円	1,500円	2,100円	2,800円	3,400円	4,100円
(2,000,000円) 1,225,000円	4,400円	5,000円	4,600円	5,300円	5,900円
(3,000,000円) 1,975,000円	6,500円	7,800円	8,200円	9,200円	10,300円
(4,000,000円) 2,725,000円	8,700円	10,000円	11,300円	12,600円	12,400円
(5,000,000円) 3,565,000円	11,100円	12,400円	13,700円	15,000円	16,300円
(9,000,000円) 7,095,000円	21,400円	22,700円	24,000円	25,300円	26,600円
(11,000,000円) 9,045,000円	34,600円	38,300円	39,600円	40,000円	40,000円

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	限度額
医療給付費分	0.00%	0円	0円	-	10,000円
後期高齢者支援金等分	0.00%	0円	0円	-	0円
介護納付金分	0.00%	0円	0円	-	0円
子ども・子育て支援納付金分	0.29%	1,240円	800円	60円	30,000円
計	0.29%	1,240円	800円	60円	40,000円

(3) 年税額 簡易早見表

<年金収入・65歳以上>

①現行税率

- 条件: 1 所得があるのは、世帯主の方のみ(年金収入のみ)  
 (軽減判定所得に15万円の控除が適用されている。)  
 2 世帯主と妻は65歳以上の方  
 (介護納付金分が賦課されない。)  
 3 子どもは19歳以上40歳未満  
 (介護納付金分が賦課されず、均等割の減免が適用されない。)  
 4 調整控除は考慮しない。

②税率改正後

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 0円	19,600円	31,100円	42,700円	54,200円	65,800円
(1,200,000円) 100,000円	19,600円	31,100円	42,700円	54,200円	65,800円
(2,000,000円) 900,000円	98,400円	98,000円	117,200円	136,500円	155,700円
(3,000,000円) 1,900,000円	209,500円	248,000円	258,000円	288,800円	253,700円
(4,000,000円) 2,725,000円	290,300円	328,800円	367,300円	369,600円	400,400円
(5,000,000円) 3,565,000円	372,700円	411,200円	449,700円	488,200円	526,700円
(9,000,000円) 7,095,000円	718,500円	757,000円	795,500円	834,000円	872,500円
(11,000,000円) 9,045,000円	902,000円	912,500円	920,000円	920,000円	920,000円

被保険者数				
1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
20,200円	32,100円	44,100円	56,000円	67,900円
20,200円	32,100円	44,100円	56,000円	67,900円
101,400円	101,000円	120,900円	140,800円	160,700円
215,800円	255,600円	266,000円	297,800円	261,600円
299,000円	338,800円	378,600円	381,000円	412,800円
383,800円	423,600円	463,400円	503,200円	543,000円
739,900円	779,700円	819,500円	859,300円	899,100円
936,600円	950,800円	959,600円	960,000円	960,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	7.20%	28,000円	19,400円	660,000円
後期高齢者支援金等分	2.60%	10,500円	7,600円	260,000円
介護納付金分	2.30%	11,000円	5,600円	170,000円
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-
計	12.10%	49,500円	32,600円	1,090,000円

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	限度額
	7.20%	28,000円	19,400円	-	670,000円
	2.60%	10,500円	7,600円	-	260,000円
	2.30%	11,000円	5,600円	-	170,000円
	0.29%	1,240円	800円	60円	30,000円
	12.39%	50,740円	33,400円	60円	1,130,000円

①と②の差額

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 0円	600円	1,000円	1,400円	1,800円	2,100円
(1,200,000円) 100,000円	600円	1,000円	1,400円	1,800円	2,100円
(2,000,000円) 900,000円	3,000円	3,000円	3,700円	4,300円	5,000円
(3,000,000円) 1,900,000円	6,300円	7,600円	8,000円	9,000円	7,900円
(4,000,000円) 2,725,000円	8,700円	10,000円	11,300円	11,400円	12,400円
(5,000,000円) 3,565,000円	11,100円	12,400円	13,700円	15,000円	16,300円
(9,000,000円) 7,095,000円	21,400円	22,700円	24,000円	25,300円	26,600円
(11,000,000円) 9,045,000円	34,600円	38,300円	39,600円	40,000円	40,000円

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	限度額
医療給付費分	0.00%	0円	0円	-	10,000円
後期高齢者支援金等分	0.00%	0円	0円	-	0円
介護納付金分	0.00%	0円	0円	-	0円
子ども・子育て支援納付金分	0.29%	1,240円	800円	60円	30,000円
計	0.29%	1,240円	800円	60円	40,000円

### 3 国民健康保険税における軽減判定基準の改正について

#### (1) 国民健康保険税の軽減制度について

同一世帯の世帯主と国保加入者等の所得金額等を合計した所得が一定金額以下の場合、国保税（均等割額及び平等割額）が軽減されます。

（均等割額・・・1人当たりの税額、平等割額・・・1世帯当たりの税額）

#### (2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の89）において軽減の基準が規定されており、法定軽減として、国の基準どおりに各市町村が条例で定めることになっています。

#### (3) 軽減判定基準の改正案について

##### ア 改正理由

低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令において軽減判定基準が改正されたことに基づき、国の基準どおりに軽減の基準を改正するもの。

##### イ 改正内容

軽減割合		軽減判定基準額
7割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	同上
5割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	基礎控除額（43万円） ＋ <u>31万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
2割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋ <u>56万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	基礎控除額（43万円） ＋ <u>57万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円

※ 被保険者数は、特定同一世帯所属者（旧国保被保険者）の人数を含める。

※ 給与所得者等

一定の給与所得者（給与収入65万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））

##### ウ 適用

令和8年度分以後の国民健康保険税について適用

エ 軽減判定所得の比較

【現行】

(単位：円)

軽減割合	被保険者数	給与所得者等の数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
7割	1人	430,000	-	-	-	-	-
	2人	430,000	530,000	-	-	-	-
	3人	430,000	530,000	630,000	-	-	-
	4人	430,000	530,000	630,000	730,000	-	-
	5人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	-
	6人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	930,000
5割	1人	735,000	-	-	-	-	-
	2人	1,040,000	1,140,000	-	-	-	-
	3人	1,345,000	1,445,000	1,545,000	-	-	-
	4人	1,650,000	1,750,000	1,850,000	1,950,000	-	-
	5人	1,955,000	2,055,000	2,155,000	2,255,000	2,355,000	-
	6人	2,260,000	2,360,000	2,460,000	2,560,000	2,660,000	2,760,000
2割	1人	990,000	-	-	-	-	-
	2人	1,550,000	1,650,000	-	-	-	-
	3人	2,110,000	2,210,000	2,310,000	-	-	-
	4人	2,670,000	2,770,000	2,870,000	2,970,000	-	-
	5人	3,230,000	3,330,000	3,430,000	3,530,000	3,630,000	-
	6人	3,790,000	3,890,000	3,990,000	4,090,000	4,190,000	4,290,000



【改正後】

(単位：円)

軽減割合	被保険者数	給与所得者等の数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
7割	1人	430,000	-	-	-	-	-
	2人	430,000	530,000	-	-	-	-
	3人	430,000	530,000	630,000	-	-	-
	4人	430,000	530,000	630,000	730,000	-	-
	5人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	-
	6人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	930,000
5割	1人	740,000	-	-	-	-	-
	2人	1,050,000	1,150,000	-	-	-	-
	3人	1,360,000	1,460,000	1,560,000	-	-	-
	4人	1,670,000	1,770,000	1,870,000	1,970,000	-	-
	5人	1,980,000	2,080,000	2,180,000	2,280,000	2,380,000	-
	6人	2,290,000	2,390,000	2,490,000	2,590,000	2,690,000	2,790,000
2割	1人	1,000,000	-	-	-	-	-
	2人	1,570,000	1,670,000	-	-	-	-
	3人	2,140,000	2,240,000	2,340,000	-	-	-
	4人	2,710,000	2,810,000	2,910,000	3,010,000	-	-
	5人	3,280,000	3,380,000	3,480,000	3,580,000	3,680,000	-
	6人	3,850,000	3,950,000	4,050,000	4,150,000	4,250,000	4,350,000

※所得金額等の合計には、擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）の所得が含まれる。

#### (4) 軽減判定基準の改正による影響について

##### 軽減額の比較

軽減割合	現行	改正後	増減	備考
7割	3,338 世帯 193,554,255 円	3,338 世帯 193,554,255 円	— —	改正なし
5割	1,817 世帯 81,521,066 円	1,853 世帯 83,254,739 円	<b>36 世帯</b> <b>1,733,673 円</b>	
2割	1,623 世帯 30,940,270 円	1,628 世帯 31,103,028 円	<b>5 世帯</b> <b>162,758 円</b>	
計	6,778 世帯 306,015,591 円	6,819 世帯 307,912,022 円	<b>41 世帯</b> <b>1,896,431 円</b>	

※「現行」は R7 年度（本算定時）のデータに被保険者数や世帯数の減少を考慮して再計算した推計値

※「改正後」は「現行」の推計値に軽減判定所得を置き換えて算出したもの

##### < 保険基盤安定制度 >

保険税軽減（7割・5割・2割）の対象となった被保険者の保険税のうち、軽減相当額を公費で財政支援する制度（県・・・4分の3、市・・・4分の1）

4 令和7年度国民健康保険の事業状況について  
 (1) 令和7年度国民健康保険特別会計収支計算書

【歳入】

	令和6年度	令和7年度		対前年度比 ③÷①	収入率 ③÷②	令和8年度 当初予算額	備考
	決算額①	予算現額②	決算見込額③				
国民健康保険税	2,406,558,075円	2,383,697,000円	2,420,115,000円	100.6%	101.5%	2,414,817,000円	
使用料及び手数料	0円	1,000円	1,000円	-	100.0%	1,000円	
国庫支出金	11,181,000円	1,232,000円	1,329,000円	11.9%	107.9%	240,000円	
県支出金	8,262,601,306円	8,264,514,000円	8,102,034,000円	98.1%	98.0%	7,960,483,000円	
財産収入	393,603円	2,000円	770,000円	195.6%	38,500.0%	1,000円	
繰入金	1,591,997,413円	1,300,296,000円	1,300,291,955円	81.7%	100.0%	1,184,027,000円	
繰越金	130,391,792円	138,202,000円	183,319,000円	140.6%	132.6%	100,001,000円	
諸収入	40,918,894円	36,858,000円	45,876,000円	112.1%	124.5%	33,430,000円	
合 計	12,444,042,083円	12,124,802,000円	12,053,735,955円	96.9%	99.4%	11,693,000,000円	

繰入金の内訳

保険基金安定繰入金 (保険税軽減分)	320,320,000円	312,962,000円	312,961,675円	97.7%	100.0%	347,291,000円	
保険基金安定繰入金 (保険者支援分)	197,839,824円	211,980,000円	211,979,129円	107.1%	100.0%	216,310,000円	
職員給与費等繰入金	147,772,000円	149,864,000円	149,864,000円	101.4%	100.0%	166,363,000円	
出産育児一時金繰入金	20,000,000円	18,334,000円	18,334,000円	91.7%	100.0%	-	
財政安定化支援事業繰入金	39,661,000円	40,037,000円	40,037,000円	100.9%	100.0%	37,070,000円	
未就学児均等割保険税繰入金	4,755,780円	4,685,000円	4,684,090円	98.5%	100.0%	6,114,000円	
産前産後保険税繰入金	898,401円	1,566,000円	1,565,722円	174.3%	100.0%	1,704,000円	
福祉医療制度波及繰入金	179,967,808円	201,320,000円	201,319,139円	111.9%	100.0%	169,020,000円	
国民健康保険税減免措置繰入金	8,721,000円	6,584,000円	6,584,000円	75.5%	100.0%	9,452,000円	
保健事業費繰入金	88,352,000円	90,118,000円	90,118,000円	102.0%	100.0%	80,702,000円	
基金積立繰入金	263,709,600円	112,846,000円	112,845,200円	42.8%	100.0%	1,000円	
基金繰入金	320,000,000円	150,000,000円	150,000,000円	46.9%	100.0%	150,000,000円	
一般会計繰入金							

【歳出】

	令和6年度 決算額①	令和7年度		対前年度比 ③÷①	執行率 ③÷②	令和8年度 当初予算額	備考
		予算現額②	決算見込額③				
総務費	167,751,541円	153,538,000円	140,195,000円	83.6%	91.3%	181,277,000円	
保険給付費	8,080,223,200円	8,144,976,000円	7,968,198,000円	98.6%	97.8%	7,837,169,000円	
国民健康保険事業費納付金	3,594,612,977円	3,515,946,000円	3,515,946,000円	97.8%	100.0%	3,528,913,000円	
保健事業費	109,273,927円	141,459,000円	106,589,000円	97.5%	75.3%	131,292,000円	
基金積立金	263,709,600円	112,846,000円	112,846,000円	42.8%	100.0%	1,000円	
公債費	0円	1,000円	0円	-	0.0%	1,000円	
諸支出金	45,151,652円	55,036,000円	49,711,000円	110.1%	90.3%	13,347,000円	
予備費	-	1,000,000円	-	-	-	1,000,000円	
合計	12,260,722,897円	12,124,802,000円	11,893,485,000円	97.0%	98.1%	11,693,000,000円	

歳入一歳出	183,319,186円	-	160,250,955円	87.4%	-	-	
単年度収支	52,927,394円	-	△ 23,068,231円	-	-	-	

(2) 医療費等の動向

項目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度
	決算	伸び率	決算	伸び率	決算見込	伸び率	当初予算
療養給付費	6,991,746,612円	99.0%	6,919,995,576円	99.0%	6,780,118,674円	98.0%	6,648,241,000円
療養費	76,017,840円	97.4%	74,034,126円	97.4%	66,571,232円	89.9%	65,553,000円
高額療養費	1,026,776,306円	101.4%	1,041,187,062円	101.4%	1,068,532,859円	102.6%	1,062,894,000円
高額介護合算療養費	882,779円	126.1%	1,113,367円	126.1%	907,836円	81.5%	1,050,000円
<b>療養諸費 計</b>	<b>8,095,423,537円</b>	<b>99.3%</b>	<b>8,036,330,131円</b>	<b>99.3%</b>	<b>7,916,130,601円</b>	<b>98.5%</b>	<b>7,777,738,000円</b>
出産育児一時金	22,858,376円	67.9%	15,529,110円	67.9%	23,763,394円	153.0%	27,500,000円
葬 祭 費	8,050,000円	95.7%	7,700,000円	95.7%	5,500,000円	71.4%	8,750,000円
傷病手当金	145,719円	0.0%	0円	0.0%	0円	-	0円
合 計	8,126,477,632円	99.2%	8,059,559,241円	99.2%	7,945,393,995円	98.6%	7,813,988,000円
年平均世帯数	15,396世帯	96.4%	14,841世帯	96.4%	14,360世帯	96.8%	13,950世帯
年平均被保険者数	23,498人	94.8%	22,284人	94.8%	21,207人	95.2%	20,170人
一人当たりの療養諸費 (保険者負担額)	344,515円	104.7%	360,632円	104.7%	373,279円	103.5%	385,609円

(3) 令和7年度 国民健康保険税の収納状況

各年 翌3月末現在

区分	令和6年度調定分				令和7年度調定分				(参考) 令和6年度 決算 収納率	
	調定額		収入済額		調定額		収入済額			
	(円)	前年比	(円)	前年比	(円)	前年比	(円)	前年比		
国民健康保険税	2,879,306,739	98.1%	2,208,606,948	100.1%	2,896,954,430	100.6%	2,223,706,922	100.7%	76.8%	収納率 前年比 ②-① (ポイント)
現年課税分	2,392,154,600	98.3%	2,081,377,615	98.8%	2,438,930,700	102.0%	2,116,943,936	101.7%	86.8%	△ 0.2
滞繰課税分	487,152,139	97.1%	127,229,333	125.3%	458,023,730	94.0%	106,762,986	83.9%	23.3%	△ 2.8

※収納率は、還付未済額を除いて計算